

米原市建設工事現場施工体制点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「法」という。)第14条に基づき、米原市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の工事現場における施工体制の把握に関し、必要な点検事項等を定めるものとする。

(点検対象工事)

第2条 点検は、当初契約金額が500万円(消費税および地方消費税含む。以下同じ。)以上の工事について行うものとする。

(点検実施方法)

第3条 点検は、原則として点検対象工事の元請負人から提出のあった書類および発注者支援データベースシステム等を確認したうえ、工事の施工現場に対して立ち入ることにより行うものとする。

2 点検にあたっては、工事施工体制点検票(様式第1号)および下請負状況点検票(様式第2号)(以下「点検票」という。)に掲げる項目について、書類、発注者支援データベースシステムに基づく確認および施工現場での目視による確認を行うほか、工事の元請負人およびその下請負人からの聴取等の方法によって確認し、確認結果および必要な事項を「点検票」に記入するものとする。

(点検実施機関および実施体制)

第4条 点検は、工事の監督に関する事務を担当する所属において行うものとする。

2 点検のために工事の施工現場に対して立ち入るときは、原則として点検対象工事の監督職員を含む2人以上の職員により行うものとする。

(点検実施時期)

第5条 点検は、原則として点検対象工事の契約工期の間で現場での施工が行われ、かつ、適切な施工体制を確保するうえで最も効果的であると判断される時期を点検実施機関において選定し、実施するものとする。

(点検実施回数)

第6条 点検は最低1回実施することとし、是正指導を行ったものにあっては、原則としては是正が確認されるまで点検を実施するものとする。この場合において、是正を求めた内容が軽微であり容易に是正が可能であると認められ、かつ施工現場での確認を要しないと認められるものは、受注者に書類等の提出または提示を求める等をもって現場での点検にかえることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当初契約金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事にあっては、2回以上実施するよう努めるものとする。

（建設業法違反等への対処）

第7条 点検の結果、法第 11 条に基づき通知しなければならない場合に該当すると認められるときは、通知書（様式第 3 号）により速やかにこれを行うものとする。

2 前項の場合を除くほか、点検により不適切な事項が認められた場合には、元請負人に対して早急に是正措置を講じるよう指導し、指導の内容を点検票に記録するものとする。また、指導に対する改善状況の確認を行った場合は、確認した内容を点検票に記録し、保管するものとする。

（工事成績評定への反映）

第8条 監督職員は、第3条に基づく点検を行った結果、適正な施工体制の確保に関し不適切な事項があった場合は、その内容および対応状況に応じて工事成績評定に反映する。

付 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。